

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

資料1

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年5月施行)に基づき、令和4年3月に閣議決定された**第二期成年後見制度利用促進基本計画**(計画期間:令和4年度～令和8年度)では、**基本計画の中間年度(令和6年度)においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う**こととされている。

○このため、令和4年度以降、**成年後見制度利用促進専門家会議**に第二期計画中間検証の準備に関するWGを設置するなどして検証を実施。
令和7年3月に**中間検証報告書**を取りまとめ、**成年後見制度利用促進会議(法務・厚労・総務大臣)**に報告。

中間検証に係る経緯等

○**第13回専門家会議**(令和4年5月)

⇒「**第二期計画中間検証の準備に関するWG**」を設置

- ・総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ
- ・成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ
- ・地域連携ネットワークワーキング・グループ

○**第二期計画中間検証の準備に関するWG**(令和4年9月～令和6年2月)

⇒意見交換・ヒアリング等を実施(計11回)

※令和5年3月に第14回専門家会議を開催し、WG検討結果・取組状況等の報告

○**第15回～第17回専門家会議**(令和6年3月～10月)

⇒WG検討結果・取組状況等の報告、中間検証に係る意見交換等

○**第18回・第19回専門家会議**(令和6年12月～令和7年2月)

⇒中間検証報告書案について意見交換

中間検証報告書の取りまとめ(令和7年3月)

成年後見制度利用促進会議に報告

成年後見制度利用促進専門家会議・委員

(◎委員長 ○委員長代理)

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 青木 佳史 | 弁護士、日弁連高齢者・障害者権利支援センター副センター長 |
| ○新井 誠 | 中央大学研究開発機構教授、日本成年後見法学会理事長 |
| 太田 稔彦 | 愛知県豊田市長 |
| 大塚 晃 | JDDnet(日本発達障害ネットワーク)政策委員 |
| 上山 泰 | 新潟大学法学部教授 |
| ◎菊池 馨実 | 早稲田大学理事・法学学術院教授 |
| 久保 厚子 | 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会顧問 |
| 河野 俊嗣 | 宮城県知事 |
| 込山 正秀 | 静岡県小山町長 |
| 櫻田 なつみ | 一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構理事 |
| 住田 敦子 | 特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長 |
| 瀬戸 裕司 | 医師、日本精神神経学会、ゆう心と体のクリニック院長 |
| 中村 健治 | 社会福祉法人北海道社会福祉協議会地域共生社会推進部長 |
| 永田 祐 | 同志社大学社会学部教授 |
| 西川 浩之 | 司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長 |
| 野澤 和弘 | 一般社団法人スローコミュニケーション代表、植草学園大学副学長(教授) |
| 花俣ふみ代 | 公益社団法人認知症の人と家族の会副代表理事兼埼玉県支部代表 |
| 星野 美子 | 公益社団法人日本社会福祉士会理事 |
| 水島 俊彦 | 弁護士、日本司法支援センター(法テラス)本部常勤弁護士 |
| 馬渡 直史 | 最高裁判所事務総局家庭局長 |
| 山下 純司 | 学習院大学法学部教授 |

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント①

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

各施策の進捗状況等

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法務大臣による法制審議会に対する諮問 (R6. 2)

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進
- ・ 持続可能な権利擁護支援モデル事業の実施 (R4～)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)

今後の対応

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

- ・ 日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討を進め、所要の対応
- ・ 生活支援等のサービスにおける意思決定支援の在り方の検討
- ・ 金融機関における第三者の支援による本人の預貯金の引き出しに関する理解促進に向けた取組

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

各施策の進捗状況等

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的考え方の整理 (R4)
- ・ 様々な分野における各種研修・周知活動の継続
- ・ 障害福祉サービス事業等の指定基準の見直し (R6)
- ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 34都道府県 (R6. 4)

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 市町村や都道府県における受任者調整の推進
- ・ 苦情等に対応する関係機関連携フローの試行 (R4～)
- ・ 法制審議会における後見人等の報酬の在り方を含めた調査審議
- ・ 後見等事務報告書式の見直し (R7. 4開始)

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・信託の導入割合 72.2% (R6. 3末)
- ・ 家庭裁判所における不正防止に向けた取組の継続
- ・ 損害を補償する保険等の事後救済の取組の導入

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 市町村・金融機関等の窓口対応の向上のための周知等の実施

今後の対応

(1) 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- ・ 意思決定支援に関する情報提供・各種研修の更なる充実
- ・ 家庭裁判所の身上保護事務に対する適切な監督の継続による後見人等の意識の向上
- ・ 障害福祉分野の意思決定支援ガイドラインの見直しの検討

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

- ・ 権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能の更なる強化
- ・ 受任者調整に関する手引きの作成
- ・ 後見人等に関する苦情等への一般的な対応スキームの整理・検討
- ・ 更なる報酬助成の推進等の早期検討
- ・ 本人情報シートの更なる活用、研修対象の拡大の検討

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- ・ 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の更なる導入促進
- ・ 専門職団体における不正防止や保険外での補償に係る取組の促進

(4) 各種手続における後見事務の円滑化等

- ・ 関係省庁・地方公共団体・金融機関における更なる理解促進

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村 (R6. 4)
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討 (R6. 6～)
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施 (R4. 12)

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人 (R6. 4)
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人 (R6. 4)
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出 (R5. 5)

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村 (R6. 4)
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県 (R6. 4)

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県 (R6. 4)

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

参考

優先して取り組む事項

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
優先して取り組む事項	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 1,188 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 286 / 286公証役場
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 18 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 16 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 22 / 47都道府県
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施			市町村長申立てに関する研修の実施 43 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用 1,012/1,741市町村 報酬 1,048/1,741市町村 障害者関係 申立費用 1,021/1,741市町村 報酬 1,045/1,741市町村
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			市町村による計画策定・必要な見直し 1,358 / 1,741市町村
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			都道府県による協議会設置 37 / 47都道府県

4

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R6.4時点)
見直し等 制度等の 見直しに 向けた検 討等	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制度の 運用改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施					意思決定支援研修の実施 34 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	都道府県による研修の継続実施					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					—
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成					
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
		—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討					
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					—	
	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討						
地域連携 ネットワー クづくり	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知					制度や相談窓口の周知 1,658 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備					
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					中核機関の整備 1,187 / 1,741市町村
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等 権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討					